

行政視察等報告書

令和元年10月3日

境港市議会
議長 終 康弘 様

会派名 日本共産党境港市議団
代表 安田 共子



下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。
記

1 視察等期間	令和元年8月24日（土）～令和元年8月26日（月）
2 視察等先及び内容	<p>【8月24日（土）】</p> <p>■福島原発事故被災地現地視察 案内者：『原発事故の完全賠償をさせる会』事務局長 （いわき市→広野町→楢葉町→富岡町→大熊町→双葉町→浪江町）</p> <p>【8月25日（日）】</p> <p>－午前－</p> <p>■福島県北部農民運動連絡会事務局長と懇談 ・原発事故で農業が受けた被害、除染、被害回復に向けた取り組み等について説明を受け、質疑。農民連の直売所「産直カフェ」に移動し、放射能物質検査室などを見学。</p> <p>－午後－</p> <p>■自治会長と避難者二人と懇談 場所：福島市の復興公営住宅集会所</p> <p>■飯館村現地視察</p> <p>【8月26日（月）】</p> <p>■福島県避難地域復興課等からヒアリング ・避難地域復興課 松浦統括主幹、避難者支援課吉田主幹 ・生活拠点課 菅野主幹 ・原子力損害対策課 渡部主幹 ・原子力安全対策課 伊藤主幹 ・日本共産党福島県議員団と懇談（阿部、吉田、宮川、宮本県議）</p>
3 視察等議員	安田共子、長尾達也
4 総経費	合計（2名）209,260円（一人当たり104,630円）
5 所見等	別紙のとおり

報告者：長尾達也

1) 視察目的：

- 原発事故から8年経った被災地の現状を理解し、原発事故が住民の暮らしにどのような影響を及ぼすか、島根原発で同様の事故が起こった場合、境港市はどうかを考える。
- 境港市の基幹産業である漁業、観光業への影響、30キロ圏内の被災者の帰還の状況、避難の実際について、行政担当者や被災者などの意見を聞く。

2) 内容：

- (資料より) 事故から8年経った現在も、帰還困難区域(年間積算放射線量50ミリシーベルト超、立ち入り原則禁止、宿泊禁止)が7町村の337㎏もある。これは、境港市の約11.6倍、東京23区の55%にあたる。県内外に避難している住民は69,794人。その数には避難指示区域外から避難している自主避難者(推計1万人)は含まれていない。元の生活に戻れず、生活を根本から崩されている。避難指示が解除された地域でも帰還者は少なく、特に若者・子供は極端に少ない。避難指示が解除された地域の小中学生は736人、2010年当時の8,390人の11%である。
- (現地視察)
 - (いわき市) ほとんどの市域が30km圏外で、避難指示も出なかったが、原発事故当時、一大パニックになり、人口の6割、約18万人が市外、県外に避難し、人も物資も市内に入ってこない状態が数週間続いた。
 - (広野町) 旧緊急時避難準備区域。居住率は8割以上。新しい住宅地や中高一貫校も新設されているが、原発作業員が多く居住している。
 - (楢葉町) 避難指示解除区域。国道沿いの水田に多く仮置きされていた除染土は、中間貯蔵施設に運ばれたとのことで、その水田には稲が実っていた。
 - (富岡町) 帰還困難地域と解除地域がある。県立富岡高校はスポーツで有名だが、再開の目途はない。津波被害を受けたJR常磐線は原発事故の影響もあり富岡駅から浪江駅までは復旧しておらず(今年度末に運転再開見込み)、バスが運行。東京電力の「廃炉資料館」を見学。事故の反省と廃炉に向けた取り組みを伝えているが、廃炉の目途はたっていない。震災当日の卒業式のまま残されている富岡第二中学校の体育館を外から見学。持参した簡易放射線測定器で計測すると、 $0.61 \mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) /h (通常は0.1以下)
 - (大熊町) 一部避難解除されたが、ほとんどが帰還困難区域。東電の社員寮、社員住宅が約800戸新築されている。住民のほとんどは東電の社員か作業員。除染土の「中間貯蔵工事情報センター」があり見学。大熊町、双葉町、浪江町などは、原発周辺地域の多くが中間処理施設、貯蔵施設となっている。
 - (双葉町) 帰還困難区域。車で通行可能な国道6号線は、放射線量がまだ高いため直接、空気に触れることになる歩行者、自転車、オートバイは通行禁止となって

いる。持参した簡易放射線測定器で計測すると、車内でも $1.9 \mu \text{ Sv/h}$ (通常 $0.1 \mu \text{ Sv/h}$ の約 20 倍)。国道の両側には、立ち入りできないようにフェンスがある。(浪江町) 事故後中心街から 20 km 離れた津島地区への避難を呼びかけたが、そこは最も放射線量が高かったということが後から判明した。津波被害にあった人を、原発事故発生により救助できなかったこととあわせて「浪江の二つの悲劇」と言われている。細長い町であり、原発に近いところは放射線量が低く避難解除され、比較的遠い 30 キロ圏外にあたる地域まで広く帰還困難区域となっており、作業員が多く住み帰還者は少ない。

(飯館村) 帰還困難地域と解除地域がある。あちらこちらに、除染土が仮置きされている。除染土は 2021 年度までに中間貯蔵施設に搬入完了との計画。

(福島市) 福島市は原発から 60 km にあるが、事故直後 $20 \mu \text{ Sv/h}$ の放射線量が観測され、7,500 人が避難した。

- (農民連) 主要作物の果樹について、果樹園など、表土をとってしまうと、木が枯れたり、いいものが取れなくなったりするので、土壌は放射能汚染が残っているところがある。山は除染されていないので、これまでは採って売ったり食べたりしていたタケノコやキノコ、山菜などは流通していない。コメは県が全袋放射性物質の調査をしている。ここ最近基準値 100 ベクレルを超えるものはない。50 ~ 60 くらいは出ることがあるが、その分は焼却処分している。流通してもほとんどが飼料米となる。農民連では、国や県で調査したものでも、再度検査して、機械で検査できる最低の数値(10 ベクレル)以下のものを供給している。最近 10 ベクレルを超えるものもない。農産物自体には、放射能の反応はないが、贈答品などには選ばれない。農産物の補償は、原発事故前との価格差で補償を受けているが、価格補償は大変な作業であり、農業者のためには所得補償が良い。
- (復興公営住宅住民) この復興住宅は浪江町からの避難者がほとんど。仮設住宅の時は、他の町の避難者も一緒だったため、住民同士の間で、いろいろなことがあったが、今は浪江町出身の者ばかりなので、住民トラブルはほとんどないが、引きこもりが増え、自殺者も複数あった。原発事故があったら、故郷が無くなると思った方がいいとの発言もあった。
- (県庁) 「新生ふくしま復興推進本部」作成「ふくしま復興のあゆみ 26 版」などをもとに説明を受け、質疑。
 - ・農地などに広がる除染土の仮置き場は、環境省が 3 年契約で土地所有者から借り受けている。
 - ・県民健康調査に取り組み、原発事故と甲状腺がんの因果関係について調べている。今のところ、因果関係があるともないとも結論は出していない。
 - ・国の支援は震災から 10 年までという予定で、「復興庁」も 10 年の期限付きで設置されたが、組織的にも財政的にも支援継続を国に要求しているとのこと。

○（日本共産党福島県議員団との懇談）

- ・気象条件で放射能が流れていくところが変わるため、30キロで区切る意味はない。避難のためのバスの確保も容易ではないし、バスの避難中に何人もなくなっている。動ける人だけが避難するのではない。すべての人が避難するための対応がどうやったらできるかが問題だ。
- ・甲状腺がんについては、今のところ、原発事故由来とは言えない。もっと長期的に調べてみないといけない。
- ・漁業について、水産物は鮮度が重要なので、全量検査できない。試験操業という形でしかできない。

3) 所見：

- 事故直後の避難所では、津波での避難者か、帰還困難区域からの避難者かどうかなど、避難者によって補償の有無や額が異なり、住民同士のいざこざもあったとのこと。補償のありかた、避難所運営、被災者の心身や人間関係など配慮しなければならないことがさまざまあると感じた。
- ほとんどの市町村が津波の被害も大きい。避難者の話からは原発事故がなければ復興・帰還できるのにそれができないつらさを感じた。
- 農林水産業、観光業は、現在でも事故前の水準には戻っていない。農地は希望すれば除染が行われ、耕作していなくても農地が荒れないように耕すなど管理してあった。農業は基準値以下のものだけを市場に出しているが、「福島産」では価格も売れ行きも厳しい状況が続いている。漁業はいまだに「試験操業」であり漁業が続けられるか不安との声も少なくない。帰還者や残る住民のために避難先から商店に勤めに出ている人もおられる。厳しい状況の中でも生活し生業を続ける被災者の方々に敬意を感じるとともに、原発事故は、住民から安定した住まいも生業も奪うものだということを改めて理解した。
- 福島第一原発1号機が3月12日、3号機が14日、2号機・4号機が15日に爆発し、大量の放射能を放出した。特に浪江町のように避難先の放射線量が高かったということを知ると、事故の状況はもちろん、風向きや地形などによって放射性物質がどう拡散するかわかならなければ、被ばくせず安全に避難することはできない。SPEEDIなど拡散予測システムの活用が必要だと考える。
- いわき市や福島市の事故当時の状況から、原発から30km圏内の住民の避難計画策定は義務づけるが、その他の住民の避難のことは考えない現在の避難計画は、福島の教訓をふまえたものとはいえない。